

大洞窟の宿 湯楽亭

宿泊約款

令和7年6月1日

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊規約の申し込み)

- 第2条 当館に宿泊規約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊プラン
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期間を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった

場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱い
います。

(施設における感染予防対策への協力の求め)

第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の
規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当
館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序を若しくは善良の風俗に反する
行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号
に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以
下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号にきていする特定感染症の患者等
(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第6
5号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的
障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対して、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対
する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規
則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (11) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料でのあつ旋などの自己の利
益を図る目的を秘して申込をしたとき
- (12) 前各号に準じ、当館が、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判断するとき

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊規約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知した時に限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊者が障害者差別解消法第7条第2項又は、第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (10) 前各号に準じ、当館が、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判断するとき

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の手続き)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロント(受付)において、次の事項を登録して頂きます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所及び連絡先の登録
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、旅券の写しの提出
 - (3) その他当館が必要と認める事項の登録
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代り得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示して頂くことがあります。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けることがあります。ただし、その日が満室ややむを得ない事由で延長が出来ない場合があります。

① 10:00～12:00

- (1) 1 名利用、1 室あたり、1 時間につき ¥2,200- (税込み)
 - (2) 2 名以上利用、1 時間につき、1 名あたり、¥1,100- (税込み)
- ※通常、延長は昼の 12 時までとします。

② 12:00～15:00

- (1) 1 名利用、1 室あたり、1 時間につき ¥4,400- (税込み)
- (2) 2 名以上利用、1 時間につき、1 名あたり、¥2,200- (税込み)

※12 時以降の延長希望の場合は、超過料金が①の料金の 2 倍になります。但し、15 時まで

③ 15 時以降の利用は、1 泊分の料金となります。

(利用規則の厳守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむお得不い場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当館ホームページ及び各 OTA(オンライントラベルエージェンシー、以下「OTA」)に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いには、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロント(受付)において行って頂きます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(客室への入室)

第14条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室に入室することがあります。

- (1) 清掃、布団敷、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき
- (2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
- (4) 建物・設備の安全上必要があると判断されたとき
- (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第15条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現

金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意または過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め1か月間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届けます。その他の物品については、保管期限後に処分します。

但し、飲食物・雑誌類及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても即日処分させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第18条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託に如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第19条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

(免責事項)

第20条 当館内外からのコンピューター通信(当館のネットワークや接続サービスを利用する場合を含むが、これに限られない)のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の事由によりサービスが中断したり、その他コンピューターウィルスに感染したりするなど、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、宿泊客によるコンピューター通信ご利用について、当館や第

三者等に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(宿泊約款の変更)

第21条 当館は、次に掲げる場合には、本約款の変更をすることにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に宿泊客と合意することなく宿泊契約の内容を変更することができるものとします。

- (1) 本約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が、宿泊契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして相当なものであるとき当館は、本約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、当館ホームページ等その他の適切な方法によって周知するものとします。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第22条 当館と宿泊客との間の利用契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第1

宿泊料金等の算出方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

内 訳		
宿 泊 料 総 額	宿泊料金	① 基本料金(室料(及び室料+夕食・朝食等の飲食料))
	追加料金	② 追加飲食(①に含まれるものは除く)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考：基本宿泊料金は当館ホームページ及び各 OTA に掲示する料金によります。

別表2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除通知を 受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	14 日 前
一 般 団 体	5名まで	100%	100%	70%	50%	30%	
	6～20名	100%	100%	70%	50%	30%	
	21名以上	100%	100%	80%	60%	50%	20%

備考：％は、契約が成立した宿泊料金に対する違約金の比率です。

宿泊料金は当館ホームページ及び各 OTA に掲示する料金によります。

【利用規約】

当館は、お客様に安全・快適にご宿泊して頂くためと、当館の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止しております。

申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

2. 以下の行いは禁止とします。

- (1) 当館の設置品以外の電気製品の使用
- (2) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当館所定の場所以外での喫煙
- (3) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
- (4) 次に定める物品の持ち込み
 - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く）
 - (ロ) 覚醒剤、麻薬類、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (ニ) 許可証のない鉄砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
 - (ヘ) 悪臭を発するもの
 - (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) 当館内での使用を目的とした電気製品及び調理器具等の物品
 - (リ) その他当館が客室への持ち込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (7) 館内の諸設備及び所物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (8) 客室以外の場所での所持品の放置
- (9) 客用以外の施設への立ち入り
- (10) 浴場内での染毛・漂白剤等の使用
- (11) 客室内でお香・キャンドルなどを焚く行為
- (12) 営利を目的とした活動
- (13) その他当館内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

3. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。